

第1章 農村災害復旧専門技術者制度について

第1節 農村災害復旧専門技術者制度に至る経緯

1. 平成16年災害の災害復旧業務に係る問題点

平成16年の農地・農業用施設の災害は、被害額で2,600億円を超え、昭和57年に次ぐ戦後2番目の大きな規模であった。これらは、新潟県中越地方を襲った最大震度7を記録した地震、過去最多の上陸数10個を記録した台風等による災害で、被害箇所数もおよそ12万箇所におよぶものであった。このような大規模災害を受けた場合の地方公共団体の問題点として、災害対応能力には自ずと限界があることがはっきりした。特に地震被害の大きかった新潟県が実施したアンケート調査資料から問題点を見てみると、災害の初期にあたる地震発生後1週間は、被災市町村の農林課関係の約4割の担当職員が被災住民の対応に迫られ、本来業務である農地・農業用施設災害の情報収集ができなかったと回答している。

また、県の職員では、約7割の職員が地震発生当日又は翌日には登庁し被災状況の応援の情報収集に努めたが、応援作業の中で困ったことは、「宿舎と現場が遠く移動時間が長く掛かった」、「職員間の引継ぎがうまくいかず、手戻りが多かった」、「災害用語が分からなかった」、「写真の撮り方が分からなかった」等災害に不慣れな状況が伺われるものになっている。

その後の災害復旧業務に関しては、県内の応援職員だけでは対応できなかったことから、各都道府県へ応援職員の派遣依頼を行っているが、他都道府県から多くの派遣申し入れがあっても、被災市町村等において受け入れ体制（現地案内者、査定準備作業スペース・機材、宿泊施設等）が整わないため申し入れを断わざるを得ない状況もあったことが報告されている。一方、他県からの応援職員を受け入れた市町村では、被災地近隣での宿舎確保が困難であったため、被災現地からかなり遠い宿舎となって被災調査に長距離の移動を強いたことや査定設計書作成作業では、「査定設計書作成にあたっての考え方が統一されていなかったこと」、「現地の土地勘がなく苦労したこと」、「内業する作業スペースが狭く支障になったこと」等の問題点が上げられている。なお、応援職員の主な業務は、被災現地の測量、設計及び積算業務等査定設計書作成等災害査定に向けた業務であった。

平成16年災害に関する技術職員の派遣者数



また、台風23号で甚大な被害を受けた兵庫県がまとめた災害記録誌から災害復旧の状況を見てみると、応援職員の本業は新潟県とほぼ同様査定設計書作成作業の応援であったが、「被災市町への支援内容や支援方針を決めるのに時間を要した」、「災害担当の経験の無い職員を派遣する必要が生じた」ことや、被災市町では査定計画の策定や市町内での体制整備が遅延し、「査定最終日まで査定設計書作成に追われたこと」、「業務を受注したコンサルタントでは、測量班と設計班との連携不足により、写真撮影や測量に手戻りが生じる事態があったこと」、「査定設計書の不備により査定がまともにできない状況があったこと」等突然の大災害に見舞われて被災現地が混乱した状況にあったことが報告されている。

2. 農業農村整備事業の効率的実施に係る検討会の報告

平成16年災害を受けて災害復旧事業に係る上記以外のさまざまな問題点も明らかになったことから、平成17年度に農林水産省農村振興局では災害復旧事業について、学識経験者等の第三者委員に諮り災害復旧事業のあり方について検討を行った。

○検討事項

①初動時の専門家等派遣体制

- 災害発生の初動時に、ライフラインの復旧が優先される状況の中で、農地・農業用施設について、迅速に被害状況の把握や応急的な復旧を可能とする専門家等派遣体制を検討

②災害情報の把握・伝達システム

- 大規模災害発生時には、交通・通信手段の寸断、救助作業の優先など農地・農業用施設の被災状況の把握には様々な障害が存在
- ため池の被災など人的被害に結びつく災害を事前に予測して情報を住民に伝達するシステムの整備を検討

③災害査定体制

- 昨年は台風が10個上陸するなど災害が頻発。また、例年9月にはほぼ終焉する災害が、昨年は10月中旬以降に台風23号、新潟中越地震と大災害が相次ぎ、査定設計書の作成業務と災害査定が集中する状況の中で、増員された自治体技術者の経験不足、災害査定官の不足等査定体制の課題が顕在化
- 自治体の技術者育成と応援派遣体制の一層の充実、迅速に災害査定を行うための人材確保について検討

④ボランティア活動

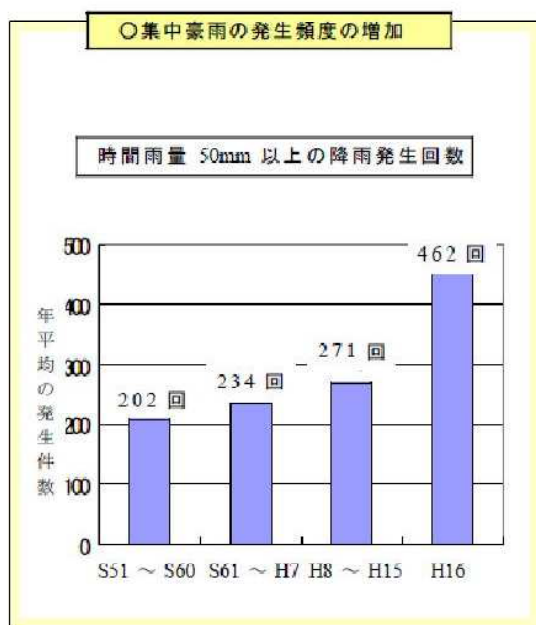
- 阪神・淡路大震災以降、大規模災害時にはボランティア活動が被災地支援に大きな力を発揮
- ボランティアに参加する人材確保と被災地での円滑な受け入れ方策について検討

⑤都市と農村の交流

- 農村地域、特に中山間地域では過疎化、高齢化の進展により、災害がなかったとしても農業の維持・継続が大きな課題
- 都市と農村の交流による市民レベルでの被災地支援が、この課題を解決する有効な取り組みとなりうる事が期待されることから、この推進方策を検討

この中で、大規模災害や災害が頻発した場合に迅速に災害査定に対応するための検討課題として、査定設計書の作成業務と災害査定が集中する状況の中で自治体の技術者の経験不足が顕在化している状況等に対する対応をどうするか、近年の集中豪雨の発生頻度が増加傾向にあることや東海地震等の大地震の発生が懸念されている状況を踏まえ、被災地への支援体制の一層の充実が必要との議論がなされた。

- 近年、集中豪雨の発生頻度が増加傾向にあり、これまで災害対応の経験が不足している地域で豪雨災害が多数発生。また、東海地震をはじめ大地震の発生が懸念
- 災害発生時における被災地への支援体制の一層の充実が必要



この結果、検討課題の支援体制の確保として、被災地の災害復旧を支援する体制の充実として「農村災害復旧支援士」（仮称）等の組織化に向けた提言がなされており、報告書（平成18年2月）には、次のように述べられている。

「災害復旧事業」報告書の災害復旧を支援する体制の充実の関係部分抜粋

3. 被災地の災害復旧を支援する体制の充実

(1) 技術職員の応援体制

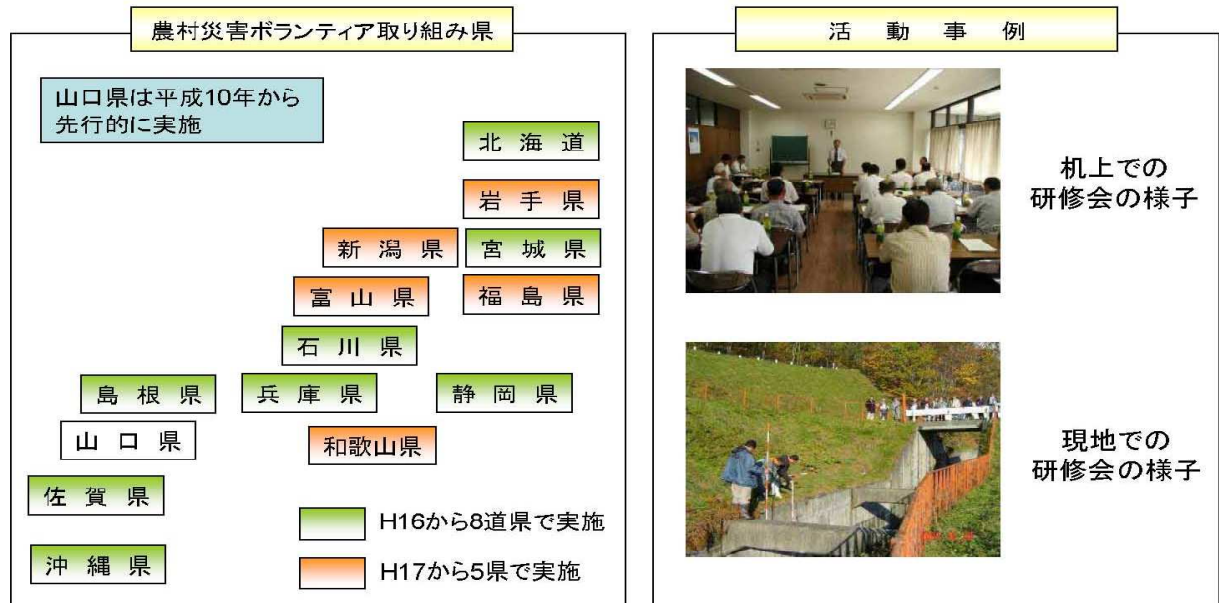
大規模災害発生時には、被災市町村の復旧に携わる技術職員が不足することから、全国規模の自治体等の技術職員による応援派遣体制が構築されており、平成16年には延べ2, 831人・日の技術者が派遣された。

これらの自治体職員等の応援派遣は被災市町村にとって大きな支援となっているが、膨大な災害復旧業務を円滑に行うためには長期に亘る派遣が望ましく、交替する場合にも十分な引き継ぎが行われるよう留意して応援派遣体制を整備する必要がある。

(2) 農村災害ボランティア活動

阪神淡路大震災を契機として、災害対策基本法や防災基本計画の中でも「ボランティアによる防災活動の環境整備」を図るよう位置付けられており、現在、自治体の農業農村整備事業経験者を中心として「農村災害ボランティア活動」の取り組みが行われ、平常時のため池等の農業用施設の点検活動などを実施している。（参考5）

(参考5) 農村災害ボランティアの活動状況



「農村災害ボランティア活動」については、現在全国の14道県で取り組まれており、これを早期に全国に広げるとともに、平常時だけでなく災害発生時においても、被災地支援が行えるよう取り組みを強化する。

このため、まず各都道府県毎に受け入れ態勢としての事務局を早期に立ち上げ、全国自治体の災害復旧事務経験者（都道府県：約2,900名、市町村：約9,700名）に農村災害ボランティア活動に取り組んでもらえるよう要請し、体制の整備を図る。

なお、災害発生時のボランティア活動にあたっては、被災地の受け入れ態勢に十分配慮し、上記の都道府県事務局と連携を密にとり、交通手段、食事、宿泊等の手配を自ら行っていくこと及び被災状況の調査等において自らが二次災害に遭うことの無いよう十分な安全確認を行うことを基本とする。

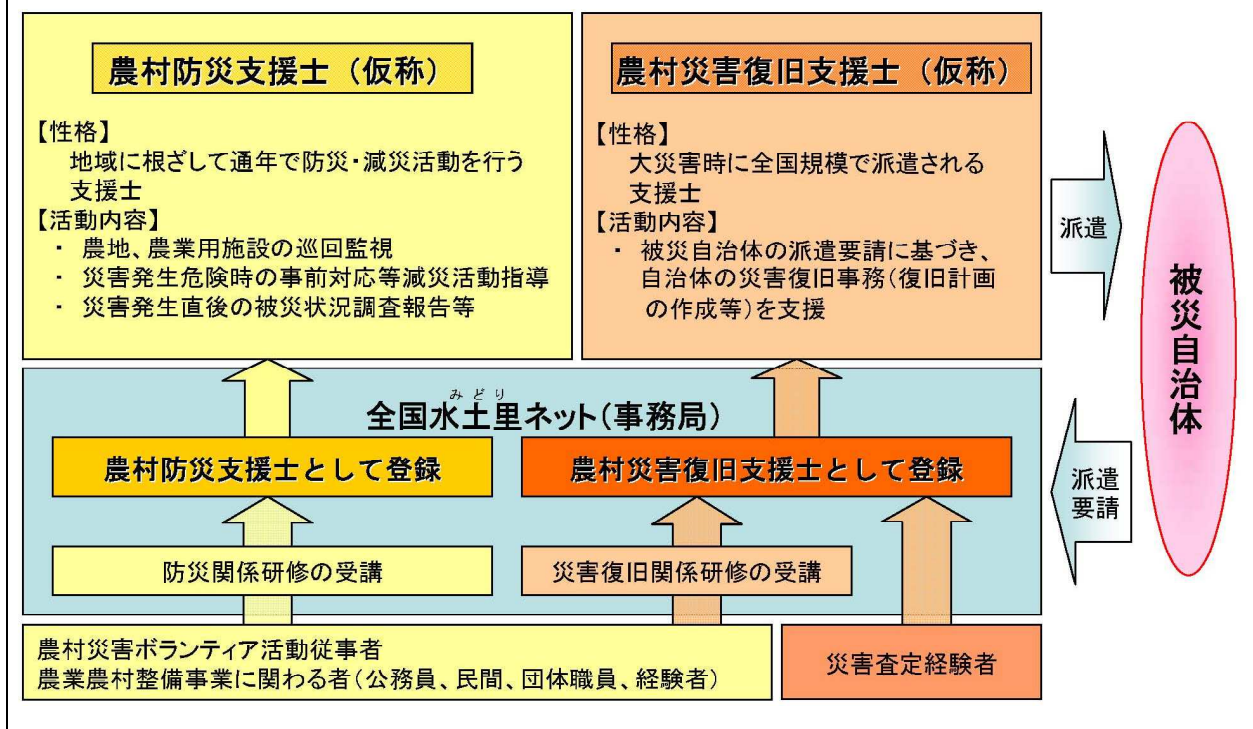
(3) 「農村防災支援士」、「農村災害復旧支援士」(仮称)の組織化

近年、記録的な集中豪雨が頻発し、大規模地震の発生も懸念されるなど、災害に対する備えの一層の強化が求められている。そこで、前記の「農村災害ボランティア活動」を継続しつつ、それを発展させる形として、防災や災害復旧に関する一定の知識、技能等を有した「支援士」を人材として登録し組織化を図る。

具体的には、農業農村整備事業の関係者の中から、防災や減災について知識や技能を持つ地域のリーダーとなる人材を登録しておき、地域に根ざした防災・減災活動を日常的に実施する「農村防災支援士」(仮称)を組織化する。

また、全国の災害査定経験者等の中から人材を登録しておき、大規模災害発生時に現地に赴いて、被災自治体の災害復旧担当者に災害復旧事務についての指導・助言を行う「農村災害復旧支援士」(仮称)を組織化する。(参考6)

(参考6) 農村防災支援士、農村災害復旧支援士(仮称)の組織化(案)



3. 農業農村整備事業の効率的実施に係る検討会報告の具体化

農業農村整備事業の効率的実施に係る検討会報告を受けて、農村振興局防災課では、全国9ブロックにおいて、道府県等から要望の聞き取り調査を実施した。

この中で、支援体制の組織化の実現へ向けての要望が強かった「農村災害復旧専門技術者」(農村災害復旧支援士の名称を変更)について、災害復旧における支援体制を構築することとした。この支援体制を構築するにあたり、平成14年度から実施している「災害支援技術強化対策事業」において整備している全国規模での災害応援体制や農村災害ボランティア等の活用が図られることや農業土木の基礎技術を持っている会員である都道府県土地改良事業団体連合会の活用を図ることが有効適切であると判断され、中央において、会員の取りまとめを行っている全国土地改良事業団体連合会に協力が求められたところであり、これに対し、全国土地改良事業団体連合会では、積極的に協力し、計画的かつ一元的に災害復旧事業の支援強化を図ることとしたものである。

平成18年度から農村災害復旧専門技術者の認定を行っており、平成24年3月までに2,978名が認定を受けている。

また、平成19年度からは農林水産省の補助を受け、全国土地改良事業団体連合会が農村防災・災害復旧指導体制強化事業を実施しており、モデル県での活動モニタリング、課題抽出、対応方針の検討など、全国のボランティア活動の強化を図っているところである。

第2節 農村災害復旧専門技術者の役割

農地・農業用施設の災害復旧事業の事業主体を調べてみると、そのほとんどが市町村となっている（グラフは H19~23の平均で東日本大震災の影響により H18~22の平均、都道府県0.4%、市町村98.9%に比べ都道府県の割合が増加。）。

市町村等の災害復旧事業の国への申請等は一括して都道府県で行われるが、その災害復旧申請に係る計画概要書等の作成業務は災害を受けた市町村で行われている。

近年、災害が多発する傾向にあるが、市町村では技術者等の不足から、都道府県からの指導はあるものの大規模災害発生時や災害復旧経験が少ない市町村の場合には、災害復旧に迅速かつ適切に対応できる体制が十分に取られていない状況が見受けられる。

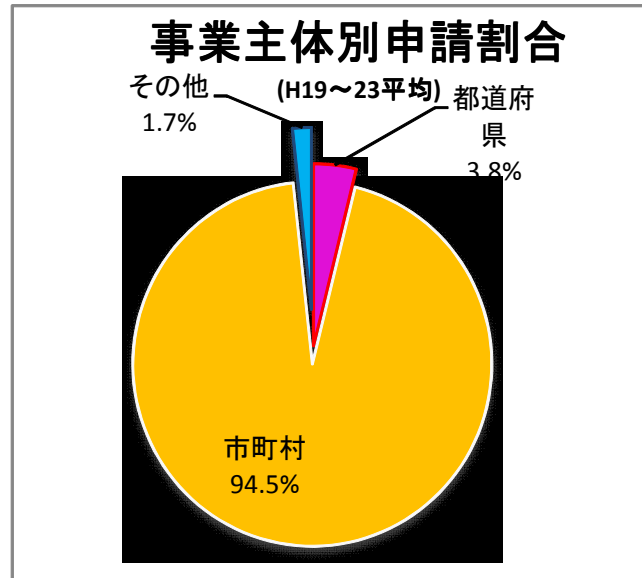
実際、平成16年の梅雨前線豪雨、台風21号及び23号、新潟中越地震による災害では、災害を受けた多くの市町村は被害が甚大であったことから、十分な体制で災害復旧に対応することができなかったことは第1節で述べたとおりである。

このため、災害復旧を迅速かつ的確に進めるための体制として、全国土地改良事業団体連合会は、災害復旧を経験し、災害復旧等に関する豊富な技術経験を持っている方を「農村災害復旧専門技術者」として認定することとし、市町村の災害復旧業務を側面から支援する体制を整備することとしたものである。

なお、従来の農村災害ボランティアについても引き続き重要な役割を有しており、災害復旧の専門知識の有無を問わず、農業土木技術全般の知見に基づく支援が期待されている。

この「農村災害復旧専門技術者」は、原則的には災害を受けた市町村等からの要請に基づき、主として次の支援活動を行うものとしている。

- 1) 一般に大規模災害発生時には、県内外から被災市町村に職員の派遣等の応援が行われるケースが多いが、それだけでは十分に対応できない業務や技術面を支援することとしている。これは、不足する人員を補足し被災市町村と連携して迅速に対応するという面と、災害に不慣れな市町村（担当者、応援技術者、コンサルタント）に対して技術的助言を行う面の両方がある。
- 2) また、被災地等に在住する農村災害復旧専門技術者にあっては、他の都道府県、市町村等からの応援技術者（行政等の職員及び農村災害復旧専門技術者）に対し、被災地域特有の災害の状況や災害復旧工法等の情報提供等を行う。



第3節 農村災害復旧専門技術者の具体的活動

農村災害復旧専門技術者は、次の事項に関し、当該都道府県・市町村の災害担当者等と連携を図りながら活動を行うものとする。

1. 農地・農業用施設の被災状況等に係る情報提供等

被害状況報告書（速報）等の作成に必要な被災状況の把握、写真撮影等に関し、市町村災害担当者、コンサルタント等に対する技術面での助言・指導を行うとともに、必要に応じ可能な範囲でそれらを実践し調査結果としてとりまとめ、市町村担当者へ提供する。

具体的には、農地・農業用施設災害の現場において

- ①災害復旧事業採択の対象となりうる範囲
- ②被害状況の写真撮影

等に関し、技術的な助言・指導を行うとともに、必要に応じ可能な範囲で写真撮影を支援・実践する。

2. 応急措置に係る技術支援

被災した農地・農業用施設への応急対策や地域の安全確保を図るための具体的措置について、市町村担当者等へ技術的な助言を行う。

また、被害拡大・二次災害の防止の観点から、専門家の派遣要請の要否について、市町村担当者等に対し助言を行う。

具体的には、

- ①応急工事の必要性・工法の検討
- ②専門家の派遣要請の要否

等に関し、技術的な助言を行う。

3. 市町村の災害復旧業務に係る技術支援

災害復旧業務に係る調査・測量・設計書作成等に対する技術的な検討、災害復旧制度の運用等に関して、市町村災害担当者等へ助言を行う。

具体的には、

- ①復旧工法の検討
- ②査定設計書の作成方法

等に関し、技術的な助言を行う。

4. 応援技術者への技術支援

特に、被災地等に在住する農村災害復旧専門技術者にあっては、地域に精通していることから、現地の地理的な状況、被災地域独自の復旧工法、被災施設の既存資料等当該地域に特有の災害復旧に関する留意事項等の情報を応援技術者に提供することにより、応援技術者が円滑に活動できるよう支援を行う。

5. その他派遣要請自治体からの要請に基づく事項

上記の他に自治体からの要請を受けた場合は、自らの判断により支援を行う。

第4節 農村災害復旧専門技術者の責務

農村災害復旧専門技術者は、次に掲げる責務を有する。

- ①被災市町村等からの要請を受けた支援活動を行うこと。
- ②講習会の受講等による技術の研鑽に努めること。
- ③現地支援を行った場合は、助言内容（必要に応じ日報等の整理を含む）等を登録している事務局へ報告すること。

第5節 農村災害復旧専門技術者認定規定

全国土地改良事業団体連合会では、農村災害復旧専門技術者を認定するため、平成18年度に認定規定を制定しており、現在の内容は以下のとおりとなっている。

なお、この規定の第5条に基づき、平成18～23年度に認定した農村災害復旧専門技術者は、全国で2,971名となっている。

農村災害復旧専門技術者認定規定

制定 平成18年11月22日

改訂 平成22年 4月28日

(主 旨)

第1条 本規定は、全国土地改良事業団体連合会（以下「全土連」という）が実施する災害復旧技術向上のための講習（以下「講習」という。）及び農村災害復旧専門技術者認定（以下「技術者認定」という。）に必要な基本的事項を定める。

(目 的)

第2条 技術者認定は、大規模災害時等における災害復旧への対応に対する技術支援が求められている状況にあることに鑑み、災害復旧業務経験者を対象とした講習と相俟って、農地、農業用施設等の災害復旧に関する制度、技術に精通し、それら災害復旧の実務に関する高い技術力を有する者を農村災害復旧専門技術者（以下「専門技術者」という。）として認定し、もって、地方公共団体等が行なう災害復旧への迅速かつ的確な対応を支援する体制の強化を図ることを目的とする。

(専門技術者の活動)

第3条 専門技術者は、農地、農業用施設等の災害発生時等に地方公共団体等からの要請に応じて次に掲げる活動を行う。

- 1) 被災状況調査に関する支援・助言
- 2) 災害復旧に関する技術的助言
- 3) その他地方公共団体等の災害復旧に関する支援、助言

(認定委員会)

第4条 全土連会長（以下「会長」という）は、第2条の目的を達成するために、学識経験者等で構成する農村災害復旧専門技術者認定委員会（以下「認定委員会」という）

を設置し、次の事項について意見を求める。

- 1) 専門技術者の認定に関する事項。
 - 2) 講習及び技術者認定の運営及び実施計画に関する事項。
 - 3) その他第2条の目的を達成するために必要な事項。
- 2 委員会は会長が委嘱した者をもって構成する。
 - 3 委員長は、委員の互選により選出する。
 - 4 認定委員会には、作業部会を置くことができる。

(講習及び認定)

第5条 会長は、認定委員会の意見を踏まえて、講習及び認定を行う。

- 2 講習は、次により行うものとする。
 - 1) 講習は災害復旧業務経験者を主たる対象として実施する。
 - 2) 講習の受講申し込みは、会長が定める期日までに「災害復旧技術向上のための講習会」申込書(様式1)を会長に提出して行う。
- 3 会長は、都道府県土地改良事業団体連合会等が、認定委員会の意見を踏まえて実施する講習をもって第2項に規定する講習に代えることができるものとする。

この場合、前項の講習の受講申し込みは、本項の講習を実施する者が定める申込書の提出をもって行うことができることとし、講習を実施する者は申込者のリストを全土連に送付することとする。
- 4 全土連は、本条第2項及び第3項の講習を受講した者に修了証を発行することができる。
- 5 認定は、次により行うものとする。
 - 1) 認定を申請できる資格者は、公共事業の設計、積算、施工等の実務経験が10年以上(うち農業農村整備事業にかかる期間が5年以上)で、且つ次のいずれかに該当し、講習を受講した者とする。
 - ① 災害査定官経験者
 - ② 農地、農業用施設等の災害査定に係る業務(査定・随行で3日以上)の業務を1回とする。)の経験3回以上に該当する者
 - ③ 行政、団体等における農地、農業用施設等の災害復旧担当4年以上に該当する者
 - ④ 農地、農業用施設等の災害復旧設計書作成(技術士、農業土木技術管理士、RC CM(農業土木)のいずれかの資格を持ち管理技術者として)3件以上に該当する者
 - 2) 認定申請の申し込みは、会長が定める期日までに、本条第2項または第3項の講習修了証の写し、小論文及び申込書類(様式2、3及び4)を会長に提出して行う。

(認定証の交付及び有効期間)

第6条 会長は、前条第5項第2号の規定により提出された書類を審査し、認定委員会の意見を聞いて定める基準以上の成績を得た者に対して認定証(様式5)を交付する。

- 2 認定証の効力は、交付を受けた日から5年間を経過した年度の末日までとする。

(認定の更新)

第7条 会長は、専門技術者からの申し込みを受けて認定の更新を行う。

- 2 認定の更新は、次により行うものとする。

1) 認定の更新は、第5条第2項または第3項の講習を2回以上受講（現認定証の有効期間の前期（第1から3年度）と後期（第4及び5年度）に各1回以上、ただし、同一年度の受講は、その回数にかかわらず、受講回数1回とする。）した専門技術者を資格者とする。

ただし、上記にかかわらず、認定期間中に次のいずれかに該当する者は認定の更新の資格者とみなす。

- ① 専門技術者として第3条1) または 2) の活動を行った者
- ② 災害復旧を行う際に必要な知識等に関する研修テキストを全土連または全土連が指定する者に請求して入手し自己学習（現認定証の有効期間の前期（第1から3年度）並びに後期（第4及び5年度）の区分ごとに各1回以上。）を継続した者

2) 認定の更新申請の申し込みは、認定証の有効期間が終了する年度において会長が定める期日までに、申込書類（様式6）に前号の講習の修了証の写しまたは受講を証する書類を添えて（前号ただし書きの資格者にあつては該当する活動等の内容を記載して）、会長に提出して行う。

3 専門技術者が、やむをえない事由により本条第2項第1号の講習を受講できなかった場合においては、その理由を記した書面を会長に提出し、会長の指定する期間内に講習を受講することにより、認定の更新を申請することができる。

4 会長は、認定の更新申請に不備があると認められる場合を除いてこれを受理し、本条第2項第1号の更新の資格を満たす者について、認定証の効力を5年間延長する。

（事務局）

第8条 本事業の円滑な推進を図るため、全土連内に事務局を設け、次に掲げる事務を行う。

- 1) 認定委員会及び作業部会の開催に関する事務
- 2) 講習及び技術者認定に関する事務
- 3) その他本事業を円滑に推進するために必要な事務

（規定に定めのない事項の処理）

第9条 規定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、会長が処理する。

付 則

（経過措置）

第1条 平成18及び19年度に専門技術者の認定を受けた者については、既認定証の有効期間の4または5年度に1回、また、平成20年度の認定者については、既認定証の有効期間に2回（第2から4年度に1回、並びに、第4または5年度に1回）の講習（第7条第2項1号に掲げる講習（ただし書きを含む）に限る）を受講することにより、第7条に掲げる回数の規定にかかわらず、認定の更新に要する資格をえることができることとする。

(様式1)

平成〇〇年度
「災害復旧技術向上のための講習」
申 込 書

(ふりがな) 氏 名			
生年月日	S (昭和)	H (平成)	年 月 日
認定番号 (更新の方のみ記入)	- -	更新受講回数 (更新の方のみ記入)	1回目・2回目 (どちらかに○)
勤 務 先	名称:		
	部署:		
	〒	住所:	
	電話		
連 絡 先 (自宅を連絡先とする 場合は記入のこと)	〒	住所	
		電話	
受講会場	都・道・府・県 会場		
登録都道府県	都・道・府・県		
農業土木技術者継 続教育機構会員番号	有	無	どちらかに○を付してください。
農村災害復旧専門技 術者認定希望の有無			

(様式3号)

実 務 経 歴 書

公共事業の設計、積算、施工等の実務経歴
(うち農業農村整備事業にかかる期間が5年以上)

氏 名: _____

現住所: _____

勤務先名	業務内容	実務期間
実務期間合計		

記載上の注意

農業農村整備事業の実務経験は、設計・積算・施工等の技術的な実務経験を記入してください。

実務経験は、直近の10年以上がわかる範囲で構いません。

(様式2号)

平成〇〇年度 農村災害復旧専門技術者 認定申請書

(ふりがな) 氏 名	()
受講番号	
生年月日	昭和 年 月 日 (歳)
現住所	〒 -
	住所
	TEL:
	携帯電話: メールアドレス:
勤 務 先	名称: 部署:
	〒 -
勤務先所在地	住所
	TEL:
	FAX:
	写 真
実 務 経 歴	別紙 様式-3、様式-4に記入する。
認定証等送付先	自宅 勤務先 どちらかに○を付してください

(様式4号)

災 害 復 旧 関 係 経 歴 書

農地・農業用施設等の災害復旧事業に係る経歴

(ふりがな)
氏 名: _____ 技術士・農業土木技術管理士・RCCM
登録部門: _____
登録(合格)番号 第 _____ 号

①災害査定官の経験: あり・なし (該当する方に○)

職名	勤務先名	在職期間(年月)

②災害査定に係る実務経験回数(査定又は随行で3日以上業務を1回とする)
0回、1~2回、3~5回、6~9回、10回以上(該当するものに○)

直近の3回について記載

査定・随 行の別	業務期間 (年月日)	業務を実施した 都道府県	業務時の勤務先・職名

③行政、団体等における災害復旧担当年数 4年以上・4年未満(該当する方に○)

4年以上の者は4年以上であることが分かるように以下に記入
(4年未満の者も経験があれば以下に記入)

勤務先・職名	在任時期(年月)	期間
合計		

④災害復旧設計書作成件数(管理技術者として) 3件以上・3件未満(該当する方に○)

直近の3件について記入

年度	業務名	発注者	勤務先・職名

※ 記載内容に事実と異なる内容があった場合は認定を取消すことがあります。
・ 該当する事項を太線の枠内に記入してください。

上記の通り相違ありません。

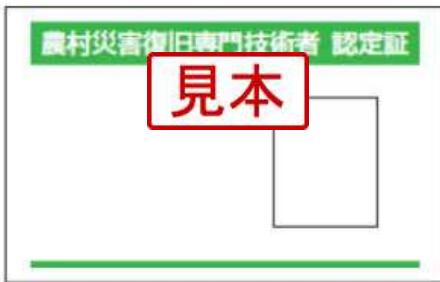
平成 年 月 日

申請者氏名

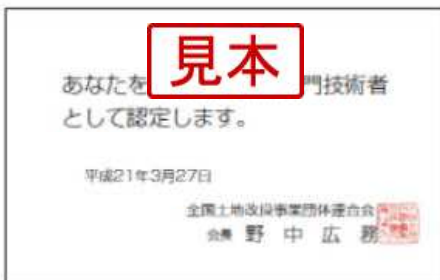
印

(様式5)

表



裏



(様式6)

農村災害復旧専門技術者の認定更新 申請書

	申請日	平成	年	月	日
(ふりがな)氏名	認定番号	-	-	-	-
現住所	〒 - ※現住所と同じ場合、住所欄には『同上』と記入。				
連絡先 (勤務先等)	電話:	-	-	FAX:	-
	メール:				
	勤務先名称:				

更新にかかると受講履歴			
	受講年月	受講会場(都道府県名)	備考
前期 (1~3年目)			
後期 (4~5年目)			

地方公共団体等からの要請により行った災害復旧活動			
要請に応じて行った活動	活動内容	活動期間	要請団体
1) 被災状況調査に関する支援・助言			
2) 災害復旧に関する技術的助言			
3) その他地方公共団体等の災害復旧に関する支援・助言			

自己学習のための研修テキスト入手の状況			
資料入手先	年月	テキスト名称	学習期間

(記入事項等)

- ①氏名へのふりがなは必ず記入してください。
- ②住所は都道府県名から記入してください。
- ③連絡先は必ず連絡の取れるものを記入してください。
- ④活動内容欄は『H●●発生■■災害において▲▲を行った』等、簡潔に記入してください。
- ⑤活動期間欄は、●月●日～●日、若しくは●日間と記入してください。
- ⑥要請団体欄には災害復旧事業を申請する地方公共団体を記入してください。
- ⑦資料入手先欄には『全土連』・『●●土連』など記入してください。
- ⑧学習期間欄は●年●月～●月と記入してください。